



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月9日金曜日 第1912号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則.....1232

告 示

自衛官の追加募集.....1233
 自衛官の採用試験.....1233
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1233
 県営土地改良事業の工事の完了.....1234
 土地改良区の定款変更の認可.....1234
 解除予定保安林(2件).....1234
 保安林予定森林にする旨の通知(2件).....1234
 公有水面埋立免許の出願(2件).....1236
 道路の区域変更(県道鈍川伊予大井停車場線).....1238
 道路の供用開始(県道広見吉田線).....1239
 開発行為に関する工事の完了.....1239

落札者等の告示.....1239

公 告

県税システム端末機器の借入れ.....1239
 争議行為の通知の公表.....1240

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....1240

正 誤

平成19年9月20日付け第1897号外1中.....1241
 平成19年9月20日付け第1897号外1愛媛県告示第1510号別記中.....1241

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第46号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則(昭和41年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者(同法第41条第1項に該当する場合を除く。)が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して40日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。</p> <p>(技能習得手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 次項及び第6項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 自動車等の使用距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつ</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者(同法第41条第1項に該当する場合を除く。)が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して6箇月が経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して50日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。</p> <p>(技能習得手当)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する者 次項及び第8項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に該当する者 自動車等の使用距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつ</p>

ては5,850円（前条第2項の規定により定められた基本手当の日額の基礎となる地域が同項第3号に掲げる地域に該当する者であつて、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるものうち、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 省略

5・6 省略

7 前条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額を、第4項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

ては5,850円（前条第2項の規定により定められた基本手当の日額の基礎となる地域が同項第2号に掲げる地域に該当する者であつて、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるものうち、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては、8,010円）

(3)～(5) 省略

5・6 省略

7 前条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額を、第6項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県訓練手当支給規則第3条第3項の規定は、離職の日が平成19年10月1日以後である特例受給資格者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第39条第2項に規定する特例受給資格者（同法第41条第1項に該当する場合を除く。）をいう。以下同じ。）について適用し、離職の日が同月1日前である特例受給資格者については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1705号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の

募集期間を次のとおり告示する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 男子（平成19年度3・4月採用分（追加募集））

平成19年11月9日（金）から

11月21日（水）まで

○愛媛県告示第1706号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成19年11月23日（金）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1707号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス三津浜駅前店

松山市会津町2番1外

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

豊洋汽船株式会社

東京都中央区日本橋兜町15番12号

代表取締役 渡部優

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野正晃

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年6月26日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,494平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

60台

イ 駐輪場の収容台数

44台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9.45立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成19年10月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1708号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	内山地区	平成19年3月28日
農業用排水施設整備事業	内山地区	平成19年8月27日
ほ場整備事業	内山地区	平成19年3月13日
農用地造成事業	内山地区	平成19年3月28日

○愛媛県告示第1709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市上村土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1710号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

八幡浜市五反田2番耕地525の2、2番耕地1113の3、2番耕地1113の4、2番耕地1114の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

○愛媛県告示第1711号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

宇和島市津島町山財1394（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1712号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市中山町佐礼谷丙1249、丁245の2、2号213の1、2号213の7、3号198の5、3号198の11、3号198の12、3

号 199、3号 200 の 1

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中山町佐礼谷丙1249・2号 213 の 1・2号 213 の 7・3号 198 の 5・3号 198 の 11・3号 198 の 12・3号 199 (以上 7筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町上灘字下土屋甲18、字日浦乙2、乙3の3、乙3の5

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下土屋甲18・字日浦乙2 (以上 2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市中山町出淵4番耕地1674の4、8番耕地19の1

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市平岡字八ノラ谷 314

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市双海町串字石休バ乙 326 の 1、字一ツ田下乙 336 の 3

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1713号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市三間町音地 394 の 6、395 の 2、1746 の 1、1747、1748 の 1、1748 の 2、1749、1750 の 1、1750 の 3、1758、1759、1761 の 1、1761 の 2

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
三間町音地1746の1・1750の3・1761の2 (以上 3筆について次の図に示す部分に限る。)、394の6、395の2、1747、1748の2

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字大宿 889、890、906 の 1、914 から 916まで、2237、2238、2242から2245まで、2249の1

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字大宿 889・890・906の1・2249の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字大宿2899の2、2902の6、2904の1、2904の2、2904の4、2906、2909、2910、2911の2、2915、2923の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大宿2902の6（次の図に示す部分に限る。）、2899の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字吉野4410

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1714号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局愛南土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 埋立区域1

南宇和郡愛南町久良121番1から同町久良370番1に至る地先公有水面

(イ) 埋立区域2

南宇和郡愛南町久良398番から同町久良615番6に至る地先公有水面

イ 区域

(ア) 埋立区域1

次の1点から19点までを順次直線で結んだ線、19点と20点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線、20点から24点までを順次直線で結んだ線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町久良121番1地先の日土物揚護岸に設置された金属錐）は、北緯32度56分49秒、東経132度33分49秒の地点

1点は、基点から真北229度28分22秒6.74メートルの地点

2点は、1点から真北181度35分54秒10.66メートルの地点

3点は、2点から真北216度35分54秒20.40メートルの地点

4点は、3点から真北306度35分54秒1.00メートルの地点

5点は、4点から真北216度35分54秒3.10メートルの地点

6点は、5点から真北126度35分54秒1.00メートルの地点

7点は、6点から真北216度35分54秒46.00メートルの地点

8点は、7点から真北306度35分54秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北216度35分54秒3.10メートルの地点

10点は、9点から真北126度35分54秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北216度35分54秒42.80メートルの地点

12点は、11点から真北306度35分54秒1.00メートルの地点

13点は、12点から真北216度35分54秒3.10メートルの地点

14点は、13点から真北126度35分54秒1.00メートルの地

点

15点は、14点から真北 216 度35分54秒 51.00メートルの

地点

16点は、15点から真北 306 度35分54秒1.00メートルの地

点

17点は、16点から真北 216 度35分54秒3.10メートルの地

点

18点は、17点から真北 126 度35分54秒1.00メートルの地

点

19点は、18点から真北 216 度35分54秒 42.56メートルの

地点

20点は、19点から真北 345 度41分40秒 53.38メートルの

地点

21点は、20点から真北 126 度35分54秒 12.19メートルの

地点

22点は、21点から真北36度35分54秒 24.00メートルの地

点

23点は、22点から真北 306 度35分54秒 15.91メートルの

地点

24点は、23点から真北 263 度55分28秒3.03メートル地点

(イ) 埋立区域 2

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.10メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町久良 422 番地先の道路端に設置された金属鈹)は、北緯32度56分51秒、東経 132 度33分28秒の地点

1 点は、基点から真北 155 度43分05秒 61.36メートルの地点

2 点は、1点から真北 270 度55分06秒 30.88メートルの地点

3 点は、2点から真北 0 度55分06秒1.00メートルの地点

4 点は、3点から真北 270 度55分06秒3.10メートルの地

点

5 点は、4点から真北 180 度55分06秒1.00メートルの地

点

6 点は、5点から真北 270 度55分06秒 26.00メートルの

地点

7 点は、6点から真北 0 度55分06秒1.00メートルの地点

8 点は、7点から真北 270 度55分06秒3.10メートルの地

点

9 点は、8点から真北 180 度55分06秒1.00メートルの地

点

10点は、9点から真北 270 度55分06秒 30.40メートルの

地点

ウ 面積

埋立区域 1 5,968.85平方メートル

埋立区域 2 3,251.85平方メートル

合 計 9,220.70平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 埋立区域 1

南宇和郡愛南町久良 121 番 1 から同町久良 372 番までの地先公有水面及び陸域

(イ) 埋立区域 2

南宇和郡愛南町久良 397 番 1 から同町久良 616 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 埋立区域 1

次のA点からQ点までを順次直線で結んだ線並びにQ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町久良 121 番 1 地先の日土物揚護岸に設置された金属鈹)は、北緯32度56分49秒、東経 132 度33分49秒の地点

A 点は、基点から真北61度16分58秒3.78メートルの地点

B 点は、A点から真北 126 度35分54秒 32.55メートルの地点

C 点は、B点から真北 181 度35分54秒 35.55メートルの地点

D 点は、C点から真北 216 度35分54秒207.80メートルの地点

E 点は、D点から真北 306 度35分54秒 50.00メートルの地点

F 点は、E点から真北 314 度38分10秒 23.48メートルの地点

G 点は、F点から真北 2 度31分33秒 17.58メートルの地点

H 点は、G点から真北 282 度51分36秒4.28メートルの地点

I 点は、H点から真北16度17分42秒 39.39メートルの地点

J 点は、I点から真北39度37分38秒 11.72メートルの地点

K 点は、J点から真北48度22分42秒 14.51メートルの地点

L 点は、K点から真北 122 度10分39秒6.89メートルの地点

M 点は、L点から真北26度15分03秒 14.73メートルの地点

N 点は、M点から真北52度16分02秒 12.56メートルの地点

O 点は、N点から真北74度56分53秒 39.64メートルの地点

P 点は、O点から真北 352 度28分36秒 29.36メートルの地点

Q 点は、P点から真北58度40分26秒 71.19メートルの地点

(イ) 埋立区域 2

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線並びにI点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町久良 422 番地先の道路端に設置された金属鈹)は、北緯32度56分51秒、東経 132 度33分28秒の地点

A 点は、基点から真北 151 度23分25秒 63.81メートルの地点

B点は、A点から真北 180 度55分06秒 50.00メートルの地点

C点は、B点から真北 270 度55分06秒105.00メートルの地点

D点は、C点から真北 0 度55分06秒 50.00メートルの地点

E点は、D点から真北30度34分06秒 28.95メートルの地点

F点は、E点から真北48度52分32秒 38.85メートルの地点

G点は、F点から真北90度53分51秒 24.52メートルの地点

H点は、G点から真北 124 度20分05秒 14.38メートルの地点

I点は、H点から真北 145 度31分24秒 17.31メートルの地点

ウ 面積

埋立区域 1 18,857.06平方メートル

埋立区域 2 8,939.03平方メートル

合 計 27,796.09平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成19年10月12日

○愛媛県告示第1715号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局愛南土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 町長 谷口 長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町久良 236 番から同町久良 359 番 1 に至る地

先公有水面

イ 区域

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町久良 121 番 1 地先の日土物揚護岸に設置された金属鈹）は、北緯32度56分49秒、東経 132 度33分49秒の地点

1 点は、基点から真北 230 度20分30秒180.01メートルの地点

2 点は、1点から真北83度55分28秒3.03メートルの地点

3 点は、2点から真北 126 度35分54秒 15.91メートルの地点

4 点は、3点から真北 216 度35分54秒 24.00メートルの地点

5 点は、4点から真北 306 度35分54秒 12.19メートルの地点

ウ 面積

385.48平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町久良 236 番から同町久良 359 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からE点までを順次直線で結んだ線並びにE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町久良 121 番 1 地先の日土物揚護岸に設置された金属鈹）は、北緯32度56分49秒、東経 132 度33分49秒の地点

A 点は、基点から真北 224 度42分27秒174.55メートルの地点

B 点は、A点から真北 216 度35分54秒 24.00メートルの地点

C 点は、B点から真北 306 度35分54秒 15.39メートルの地点

D 点は、C点から真北16度17分42秒 17.46メートルの地点

E 点は、D点から真北39度37分38秒7.64メートルの地点

ウ 面積

463.51平方メートル

3 埋立地の用途

公用・公共用施設用地

4 出願年月日

平成19年10月12日

○愛媛県告示第1716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町鈍川丁127番3から 同町鈍川丁141番3まで	旧	メートル 3.8～9.8 14.0～30.8	キロメートル 0.128 0.126	
			新	14.0～30.8	0.126	

○愛媛県告示第1717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町古藤田44番5から 同町金銅26番2まで	平成19年11月9日

○愛媛県告示第1718号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
19松局建（開）第39号 平成19年10月26日	伊予市米湊西窪1141番、1143番3、1143番4、1143番3地先農道及び1143番3地先水路	伊予市米湊600番地1 有限会社公心堂 取締役 城 戸 公三郎

○愛媛県告示第1719号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入 札 公 告 日
診断用模擬運転装置一式の借上げ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成19年10月12日	三菱電機クレジット株 式会社関西支店四国營 業所 香川県高松市香川町川 東下717番1	1,358,700円 （月額）	一般競争入札	平成19年8月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
県税システム端末機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
県税システム端末機器一式（パーソナルコンピューター式、ソフトウェア式、周辺機器一式、保守一式、搬入、据付、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間
平成20年3月22日から平成25年3月21日まで
- (5) 借入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成19年度及び平成20年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明した者であること。
- (2) 借入物品に係る修理、点検及び保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理系税務課オンライン管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 941 2111 内線 2205

- (2) 入札書の受領期限

平成19年12月20日（木）午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成19年12月20日（木）午後2時
愛媛県庁第二別館5階第6会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品が、仕様書に要求する条件に適合することを証明する書類を入札説明書に定める期限までに知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Tax online System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 20 December 2007
- (3) For further information , please contact: Tax Online Management Section , Tax Affairs Division , Administrative Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2205

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長松本修次から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成19年11月1日あったので公表する。

平成19年11月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成19年度年末一時金・その他
- 2 日時 平成19年11月12日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第17回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成19年11月9日

財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長 金田 一郎

- 1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成20年1月28日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成20年2月4日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成20年3月2日（日）

- 2 試験地

愛媛県

- 3 試験会場

- (1) 理容師実技試験

松山市一番町一丁目1番1号
国際トータルビューティカレッジ

(2) 美容師実技試験

松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校

(3) 筆記試験

松山市文京町3番
愛媛大学 法文学部講義棟

4 受験願書の配布場所

松山市宮西一丁目5番11号
愛媛県宮西ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

5 受験願書の提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号
愛媛県宮西ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

6 受験願書の受付期間

平成19年12月10日(月)から平成19年12月14日(金)までの午前10時から午後4時まで

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号
愛媛県宮西ビル3階
財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部
電話 089 924 0804
F A X 089 924 3304

正 誤

○正 誤

平成19年9月20日付け第1897号外1中

ページ	箇 所	誤	正
1	目次欄	愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表	基準地の単位面積当たりの価格等

○正 誤

平成19年9月20日付け第1897号外1 愛媛県告示第1510号別記中

ページ	箇 所	誤	正
12	(3)基準地の1平方メートル当たりの価格(円)欄上から5段目 四国中央(県)5-1	111,000	110,000
13	(3)基準地の1平方メートル当たりの価格(円)欄上から1段目 西予(県)5-1	55,500	55,000
16	(6)基準地の利用の現況欄上から10段目 愛南(県)-4	住宅 W1	住宅 W2